世田谷区公告第８７号

世田谷区立区民会館条例（昭和５６年１２月世田谷区条例第４８号）第７条第４項の規定により、世田谷区立区民会館の指定管理者を指定したので、同条第５項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１０月３０日

世田谷区長　保　坂　展　人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷区民会館	株式会社世田谷サービス公社	東京都世田谷区世田谷一丁目２３番２号ＤＳ第１ビル	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで